

京都市立幼稚園における豊かな幼児教育を保障するためのガイドライン

令和5年5月31日 教育長決定

1 市立幼稚園での教育活動

京都市立幼稚園においては、多様な遊びを通して未来につながる力の育成に取り組んでおり、子どもの主体性や協調性、人間関係の育成など、在籍園児に育みたい資質能力や人的教育環境を保障するために集団保育を基本としている。

なぜなら、市立幼稚園における教育活動では、集団での活動（遊び）を通じて、仲間と共に遊ぶ楽しさや嬉しさを感じることはもとより、幼児自身が、意見の違う仲間とのかかわりの中で、葛藤しながらも、相手の気持ちを推し測ったり、慮ったりしながら、気持ちの調整をする経験、また、自分の思いを相手に伝え、相手にも理解を得ようとする経験をし、更に、一つのグループの一員として仲間と協調しながら他のグループと遊んだり話し合ったりすることで、仲間の大切さや力を合わせて取り組むことの喜びを学び、育むことを目指しているからである。

これらは、所謂、非認知能力と言われる、協調性や達成感につながる資質能力であり、将来にわたって、子どもたちの学びと成長を支え、人と共に生きるうえで必要な土台の育成に繋がるものである。

そして、こうした集団的な教育活動を通して、主体的に友だちと誘い合って成立する遊びが同時に複数進行することで子どもの意欲や主体性を育んだり、子どもが十分に体を動かして、仲間と活動する喜びや心の葛藤を経験するためには、概ね3名以上の園児からなる遊びが3グループ以上形成できる10名以上の集団が必要であり、市立幼稚園では、本来、1学級あたり10名程度以上（2年保育園であれば総園児数20名程度以上、3年保育園であれば30名程度以上）の園児が在籍することが望ましいと考えている。

こうしたことから、現在、市立幼稚園において園児数が減り、各学級が小規模となった場合でも、一定規模の集団の下で活気ある教育活動を展開し前述の資質能力を育むために、10名程度以上での活動ができるよう、学年を超えた保育の工夫をしたり、他園・小学校との交流の機会を設けたりするなど、園全体での集団保育を行い、教育的効果を高める取組を行ってきている。

2 ガイドライン策定の目的

以上のように、幼児期の学びが小学校以降の学びや学習に連続していくことも踏まえ、京都市立幼稚園では、豊かな幼児教育を保障するために、今後も一定規模以上の園児数での集団保育を基本とし、必要な資質能力を育んでいくこととする。

しかしながら、更なる園児数の減少により、様々な工夫によっても望ましい教育活動の実施が難しくなる場合が想定される中、今後とも京都市立幼稚園における豊かな幼児教育を保障するため、必要な園児数と、当該園児数を下回る場合の措置の内容、実施時期を明確化することを目的に、ガイドラインを定めることとする。

3 1園あたりの必要な園児数

10名

4 必要園児数を下回る場合の措置及び基準

①当該年度5月1日から8月31日までの在籍園児数が一度でも10名未満となり、かつ②翌年度の見込在籍園児数（当該年度の10月31日時点における5歳児を除く在籍園児数に、翌年度の入園予定園児数（願書の提出があった幼児の人数）を加えた人数）も10名未満となる園については、以下の措置を行う。

- (1) 翌年度に行う翌々年度入園児の募集を停止する。
- (2) 通園区域が隣接する京都市立幼稚園がある場合は、翌々年度の4月に隣接の京都市立幼稚園（複数ある場合は複数の京都市立幼稚園）に当該園の通園区域を再編するものとする。ただし、当該年度又は翌年度から翌々々年度まで継続して在園している園児については、再編前または再編後のいずれかの通園区域を選択することができることとする。
- (3) 上記（1）に該当した2年保育を実施する京都市立幼稚園における年度途中の入園については、当該年度及び翌年度は4歳児及び5歳児、翌々年度は5歳児についてのみ入園を許可する。なお、年度途中の入園児については、上記（2）の再編前の通園区域を適用する。
- (4) 上記（1）に該当した3年保育を実施する京都市立幼稚園における年度途中の入園については、当該年度及び翌年度は3歳児及び4歳児並びに5歳児、翌々年度は4歳児及び5歳児、翌々々年度は5歳児についてのみ入園を許可する。なお、年度途中の入園児については、上記（2）の再編前の通園区域を適用する。

5 閉園基準

- (1) 4（1）に該当した2年保育を実施する京都市立幼稚園は、当該年度の翌々年度末に閉園とする。
- (2) 4（1）に該当した3年保育を実施する京都市立幼稚園は、当該年度の翌々々年度末に閉園とする。
- (3) 上記（1）及び（2）のほか、在籍園児が0名となった場合は、その時点から休園とし、当該年度末に閉園とする。

6 その他

このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの実施に関して必要な事項は教育長が定める。

7 適用期日

このガイドラインは、次のとおり適用する。

- (1) 2年保育を実施する京都市立幼稚園 令和6年度から
- (2) 3年保育を実施する京都市立幼稚園 令和7年度から